

別紙 変更事項の内容

○ 別紙

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

変更前	変更後
構造改革特別区域内において生産された、 <u>当市が指定する地域の特産物である梅を原料としたリキュールを製造しようとする者</u>	構造改革特別区域内において生産された、 <u>当市が指定する地域の特産物である梅を原料としたリキュール又は当市が指定する地域の特産物である梅及びシソを原料としたリキュールを製造しようとする者</u>

5 当該規制の特例措置の内容

変更前	変更後
<p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、<u>当市が指定する地域の特産物である梅を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。</u></p> <p>このことは、新しい地場製品の創造となり、農業及び生産者の活性化にも繋がる。また、梅酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となり、他の地元農産物のイメージアップにもつながり、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。このような農家の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にも繋がるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。</p> <p>なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対</p>	<p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、<u>当市が指定する地域の特産物である梅を原料としたリキュール又は当市が指定する地域の特産物である梅及びシソを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。</u></p> <p>このことは、新しい地場製品の創造となり、農業及び生産者の活性化にも繋がる。また、梅酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となり、他の地元農産物のイメージアップにもつながり、地産地消の促進へも波及するものと考えられる。このような農家の自発的な取り組みが広まることは、地域の活性化にも繋がるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。</p> <p>なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務</p>

<p>象とされる。</p> <p>市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</p>	<p>者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。</p> <p>市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。</p>
---	---